

太田市介護保険事業における死者の介護保険情報の提供に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、市の介護保険事業において、死者に関する介護保険情報の提供依頼があった場合の取扱いに関し、その基本的事項を定めることにより、適切な情報提供に努めることを目的とする。

(情報提供を求めることができる者)

第2条 情報提供を求めることができる者（以下「申出者」という。）は、死者の配偶者、子、父母又はこれらに準ずる者とする。

(提供する情報の範囲)

第3条 提供する情報の範囲は、当該死者に関して市が作成し、又は取得した介護認定通知書、認定調査票、主治医意見書及び介護認定審査会議事内容のうちの必要な書類とする。

(情報提供の手続)

第4条 申出者は、介護保険情報提供申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を市長宛てに提出する。

2 申出者は、窓口での申出の際、次に掲げる書類のいずれかであって申出者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの（顔写真付きのものは1種類、顔写真付きでないものは2種類）並びに戸籍謄本その他死者との関係を確認できる書類を提出し、又は提示しなければならない。

- (1) 運転免許証
- (2) 個人番号カード
- (3) 旅券と住所又は居所が記載されているもの1点
- (4) 健康保険の被保険者証
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める書類

3 申出者は、郵送での申出の際、前項に掲げる書類の写しのほか、住民票の写し等を提出しなければならない。

4 市長は、申出書を受け付けた日から14日以内（以下「期間内」という。）に、提供の可否等について決定し、申出者に対して介護保険情報提供取扱通知書（様式第2号）により遅滞なく通知する。

ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、申出書を受け付けた日から30日以内に限り、その期間を延長することができる。この場合において、市長は、申出者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 情報提供は、介護保険情報提供取扱通知書により指定する日時及び場所又は郵送において行う。

(情報提供しない場合)

第5条 市長は、提供の申出があった情報に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条に規定する不開示情報に該当する内容が含まれている場合は、当該内容について提供しないこととする。

(情報提供の方法)

第6条 情報提供は、閲覧又は写しの交付とする。

(情報提供に係る事務の執行)

第7条 情報提供に係る申出書の受付その他の事務は、介護保険事業担当課において行う。

(その他)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。